

第六回 参議院通商産業委員会會議録第一号

昭和二十四年十月二十八日(金曜日)
午後零時十四分開会

十月二十六日(水曜日)議長において本
委員を左の通り指名した。

島 清君
栗山 良夫君
田中 利勝君
藤枝 昭信君
重宗 雄三君
中川 以良君
平岡 市三君
廣瀬 兵衛君
松嶋 喜作君
小畑 哲夫君
小杉 繁安君
境野 清雄君
阿竹 齊次郎君
鎌田 逸郎君
川上 嘉市君
宿谷 榮二君
玉置吉之丞君
山内 卓郎君
兼岩 傳一君
駒井 藤平君
同日議長は左の者を委員長に指名した。

○理事の互選
本日の會議に付した事件

○委員長(小畑哲夫君) 只今より開会
いたします。参議院規則第三十條によ
つて理事の互選を行います。つきまし
ては理事の数及び互選の方法は如何い
たしましょうか。

○中川以良君 只今議題になりました
理事の互選につきましては、本委員会
における理事の数は四名といたしまし
て、その人選は成規の手續を省略いた
しまして、これを委員長に一任するの
動議を提出いたします。

○島 清君 只今の中川委員の動議に
対しまして賛成をいたします。

○委員長(小畑哲夫君) 中川君の動議
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小畑哲夫君) 異議ないもの
と認めます。それでは私より指名さし
て頂きます。玉置君、廣瀬君、島君を
理事に指名いたします。尚後の一名の
指名につきましては、これを暫く委員
長に留保させて頂くことで御了承を得
たいと存じますが、如何でございまし
ようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小畑哲夫君) それではさよ
うに決定いたします。本日はこれを以
て散会いたします。

午後零時十六分散会
出席者は左の通り。

委員長 小畑 哲夫君
理事 島 清君
委員 廣瀬 兵衛君
重宗 雄三君
中川 以良君
平岡 市三君
阿竹 齊次郎君
宿谷 榮二君
兼岩 傳一君
駒井 藤平君

十月二十六日本委員会に左の事件を付
託された

一、産業設備営団法及び交易営団法を
廃止する等の法律案

一、帝国石油株式会社法の一部を改正
する法律案

一、帝国燃料興業株式会社法を廃止す
る法律案

一、帝国燃料興業株式会社法の一部を
改正する法律案

一、日本製鉄株式会社法の一部を改正
する法律案

産業設備営団法及び交易営団法を廃
止する等の法律案

産業設備営団法及び交易営団法を
廃止する等の法律

第一條 産業設備営団法(昭和十六年
法律第九十二号)は、昭和二十七年十
二月三十一日又は閉鎖機関令(昭和
二十二年勅令第七十四号)第十九條
の四の規定により特殊清算人が産業
設備営団につき特殊清算終了の登記
をした日のいづれか早い時に、その
効力を失う。

第二條 交易営団法(昭和十八年法律
第二十六号)は、昭和二十六年六月三
十日又は閉鎖機関令第十九條の四の
規定により特殊清算人が交易営団に
つき特殊清算終了の登記をした日の
いづれか早い時に、その効力を失う。

第三條 産業設備営団及び交易営団は
閉鎖機関令第八條の二第一項に規定
する特殊清算を行うのに必要な範圍
以外のいかなる業務も行ふことがで
きない。

第四條 この法律施行後は、産業設備
営団法又は交易営団法に基き、新た
に産業設備営団又は交易営団を設立
してはならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行す
る。

2 交易営団解散令(昭和二十一年勅
令第三百三十号)は、廃止する。

帝国石油株式会社法の一部を改正す
る法律案

帝国石油株式会社法の一部を改正す
る法律

帝国石油株式会社法(昭和十六年法
律第七十三号)の一部を次のように
改正する。

第二條及び第三條を次のように改め
る。

第二條及第三條 削除

附則
この法律は、公布の日から施行する。

帝国燃料興業株式会社法を廃止する
法律案

帝国燃料興業株式会社法を廃止す
る法律

帝国燃料興業株式会社法(昭和十二
年法律第五十二号)は、廃止する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行す
る。

2 登録税法(明治二十九年法律第二
十七号)の一部を次のように改正す
る。

第六條第一項第十一号中「燃料興業
債券」を削る。

帝国燃料興業株式会社法の一部を改
正する法律案

帝国燃料興業株式会社法の一部を
改正する法律

帝国燃料興業株式会社法(昭和十四
年法律第八十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本製鉄株式会社法の一部を改正す
る法律案

日本製鉄株式会社法の一部を改正
する法律

日本製鉄株式会社法(昭和八年法律
第四十七号)の一部を次のように改
正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和二十四年十一月八日印刷

昭和二十四年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁